KiP AI Annex サービス利用規約

第1章　総則

第1条（本規約の目的）

本規約は、京都電子計算株式会社（以下「当社」という）が提供する「KiP AI Annex」（以下「本サービス」という）の利用条件を定めたものである。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

（１）利用契約：本規約にもとづき当社と契約者との間に成立する、本サービスの提供に関する契約

（２）申込者：当社に本サービスの利用を申し込む法人

（３）契約者：利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける法人

（４）利用者：契約者の役員または職員であって、契約者の承認を受けて業務基盤を利用する者

（５）申込書：当社所定の「KiP AI Annex 利用申込書兼承諾書」

（６）AI サービス：契約者が AI サービス提供会社と直接契約して利用する生成 AI サービス

（７）AI サービス提供会社：AI サービスを提供する事業者

（８）業務基盤：AI サービスを契約者の業務で利用するために当社が提供する、業務テンプレート、設定ファイル、手順書その他の資料で構成される仕組み

（９）導入サービス：第 8 条に定めるサービス

（１０）保守サービス：第 10 条に定めるサービス

（１１）導入月：申込書に定める、導入サービスを開始する月

（１２）営業日：土曜日、日曜日、国民の祝日および当社の休業日を除く日

第3条（本規約の適用）

当社は、利用契約に従って本サービスを提供し、契約者は、本規約および申込書に定める条件に従ってこれを利用する。

２　本規約は、利用契約の一部を構成する。本規約の定めと申込書の定めが異なるときは、申込書の定めを優先する。

第4条（本規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができる。

（１）変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

（２）変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

２　当社は、前項の変更を行う場合、変更後の本規約の内容およびその効力が生じる日を、その日の１か月前までに、契約者に通知するか、当社ウェブサイトに掲載する。ただし、前項第１号の変更については、この予告期間を短縮することができる。

第5条（利用契約の申込み）

申込者は、本規約の内容を承諾のうえ、申込書に必要事項を記載して当社に提出する。利用契約は、当社が申込みを承諾する旨を申込者に通知したときに成立する。

2　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないこと、または承諾を留保することができる。

（1）申込書に虚偽の記載または記入漏れがある場合

（2）申込者が過去に当社への料金の支払いを遅延し、または不正に免れようとしたことがある場合

（3）申込者が第 34 条第 1 項に定める反社会的勢力に該当し、またはこれと関係を有するおそれがある場合

（4）当社の提供体制に照らして、申込みを受けることが難しい場合

（5）その他当社が不適当と判断する相当の理由がある場合

3　当社は、前項により申込みを承諾せず、または承諾を留保する場合、その旨を申込者に通知する。

第 6 条（利用期間）

本サービスの利用期間は、申込書に定める導入月の初日から起算して 6 か月を経過する月の末日までとする。

2　利用期間は、期間の満了により終了し、更新しない。

3　契約者が満了後も本サービスの利用を希望するときは、満了日の 1 か月前までに改めて申込みを行い、当社の承諾により新たな利用契約（以下「継続契約」という）が成立する。この場合の料金その他の条件は、当社が満了日の 2 か月前までに契約者に提示する。

4　継続契約の利用期間は、前の利用期間の満了日の翌日から 1 年間とする。期間の満了日の 1 か月前までに、契約者または当社のいずれからも更新しない旨の通知がないときは、継続契約は同一の条件でさらに 1 年間更新され、以後も同様とする。

5　契約者は、継続契約の利用期間中であっても、解約を希望する月の末日の 1 か月前までに当社へ通知することにより、当該月の末日をもって継続契約を解約することができる。

第 2 章　本サービスの内容

第 7 条（本サービスの内容）

本サービスは、導入サービスと保守サービスで構成する。

2　契約者が利用するプランその他の個別の条件は、申込書に定める。

第 8 条（導入サービス）

当社は、導入サービスとして、次の各号の作業を行う。

（1）契約者が指定する代表となる端末への業務基盤の設定

（2）契約者の業務に合わせた業務テンプレートの設定

（3）利用者向け説明会の実施（2 回）

（4）手順書、引き継ぎ資料および検収表の引渡し

（5）AI サービスに実行させてよい操作の範囲に関する確認書の取り交わし

2　前項第 1 号の端末以外の端末への業務基盤の設定は、契約者が手順書に従って行う。契約者がこの作業を当社に依頼するときは、当社は別途見積りのうえ、これを受けることができる。

3　導入サービスは、遠隔での実施を原則とする。当社が契約者の施設を訪問して作業を行うときは、契約者は、交通費その他の実費を別途負担する。

4　導入サービスの実施日程は、当社と契約者が協議して定める。

第 9 条（検収）

当社は、導入サービスの作業を終えたとき、契約者に完了を報告する。

2　契約者は、前項の報告を受けた日から 10 営業日以内に、検収表に定める項目を確認し、その結果を当社に通知する。

3　前項の期間内に契約者から通知がないときは、検収に合格したものとみなす。

4　検収の結果が不合格のときは、契約者はその理由を書面で当社に通知し、当社は是正のうえ、改めて契約者の確認を求める。この場合の確認には、前 2 項を準用する。

5　契約者の事情により説明会その他の作業が実施できないまま、当社と契約者が合意した完了予定日から 30 日を経過したときは、実施済みの範囲で検収を行う。実施できなかった作業は、利用期間内に限り、当社と契約者が協議した日程で行う。

6　当社は、検収に合格した日から 3 か月以内に、引き渡した手順書その他の資料の誤りについて契約者から通知を受けたときは、無償でこれを修正する。

7　AI サービスの出力内容および契約者の業務上の効果は、検収の対象としない。

第 10 条（保守サービス）

当社は、保守サービスとして、次の各号のサービスを提供する。

（1）業務テンプレートの更新版の提供

（2）オンライン相談窓口（申込書に定めるプランによる）

（3）業務基盤の使い方に関する問い合わせ窓口

（4）利用状況の報告および活用の広げ方の提案

2　申込書に定めるプランを超える相談時間の追加は、当社が別途見積りのうえ、これを受けることができる。

3　当社は、第 1 項第 3 号の問い合わせ窓口の一次対応に、自動応答の仕組みを用いることがある。

第 11 条（窓口の受付時間）

前条の窓口の受付は、営業日の当社所定の営業時間内とする。

2　当社は、窓口の応答時間、解決までの時間その他のサービス水準を定めない。

第 12 条（利用状況の報告）

第 10 条第 1 項第 4 号の報告は、当社の窓口の対応記録と、契約者が当社所定の方法で提供する集計情報にもとづいて行う。

2　契約者は、前項の集計情報に、AI サービスへの入力内容および個人を特定できる情報を含めない。

3　契約者が集計情報を提供しない場合、当社は、当社の窓口の対応記録のみにもとづいて報告を行う。

第 13 条（AI サービスとの関係）

AI サービスの利用契約は、契約者と AI サービス提供会社との間で締結する。当社は、その契約の当事者とならず、AI サービスの利用料金を契約者から預からない。

2　契約者は、AI サービスの利用にあたり、AI サービス提供会社の定める利用条件を自らの責任で遵守する。

3　当社は、AI サービスの停止、仕様または料金の変更、出力内容の正確性および入力した情報の取扱いについて、保証しない。
4　AI サービスの仕様の変更により業務基盤の全部または一部が従前のとおり動作しなくなったときは、当社は、保守サービスの範囲で、商業的に合理的な努力をもって対応する。

第 14 条（本サービスに含まれない事項）

次の各号の事項は、本サービスに含まれない。

（1）契約者の学内システム、業務システムおよびデータベースと業務基盤との接続
（2）AI サービスの契約手続きおよび利用料金の支払いの代行
（3）契約者の端末、ネットワークその他の利用環境の整備および維持
（4）契約者の規程、方針その他の内部文書の作成

第 15 条（本サービスの変更）

当社は、機能の追加または改善のため、当社の裁量により業務基盤および本サービスの内容の一部を追加し、または変更することがある。
2　前項の追加または変更が契約者の利用に重大な影響を及ぼすときは、当社は事前に契約者に通知する。

第 3 章　契約者の責任

第 16 条（管理責任者）

契約者は、本サービスの利用に関する管理責任者を定めて申込書により当社に届け出るものとし、当社との連絡は、管理責任者を通じて行う。
2　契約者は、管理責任者に変更が生じた場合、速やかに当社に通知する。
3　契約者は、利用者に本規約の定めを周知し、これを遵守させる。

第 17 条（利用環境および協力）

契約者は、自己の責任と費用負担において、本サービスの利用に必要な端末、ネットワークおよび AI サービスの利用契約を用意し、維持する。
2　契約者は、当社が本サービスを提供するために必要な情報の提供、日程の調整その他の協力を行う。
3　契約者の協力が得られないことにより本サービスの提供が遅れ、または提供できないときは、当社はその責任を負わない。

第 18 条（AI サービスに入力する情報および実行させる操作）

契約者は、AI サービスに入力する情報の範囲を、契約者の規程に従って、自らの責任で管理する。
2　当社は、契約者が前項の範囲を定めるための様式を、契約者に提供する。
3　契約者は、AI サービスに実行させる操作の範囲を、第 8 条第 1 項第 5 号の確認書に従って、自らの責任で管理する。
4　契約者は、AI サービスの出力内容を、自らの責任で確認したうえで利用する。

第 19 条（データの取扱い）

当社は、契約者が AI サービスに入力する情報およびその出力結果、ならびに業務基盤が作成する監査ログおよび作業記録を、保管も閲覧もしない。これらは、契約者の管理する環境に保存される。

2　契約者は、第 10 条に定める窓口の利用にあたり、個人情報および機密情報を画面に表示せず、また記載しない。

3　前項にかかわらず当社が前項の情報に接したときは、当社はこれを記録も複製もせず、第 25 条に従って取り扱う。

4　当社は、本サービスの提供にあたり、契約者から個人情報の取扱いの委託を受けない。

第 20 条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行わない。

（1）業務基盤を、契約者自身の業務以外の目的で利用する行為

（2）業務基盤の全部または一部を、有償と無償の別にかかわらず、第三者に提供し、または利用させる行為

（3）当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為

（4）法令または公序良俗に反する行為

（5）本サービスの提供を妨げる行為

（6）前各号のおそれがある行為

第 4 章　料金

第 21 条（利用料金）

本サービスの利用料金は、初期費用、月額料金その他申込書に定める料金とし、その金額は申込書に定める。

2　月額料金は、導入月の分から発生し、日割計算を行わない。

3　契約者の責めに帰すべき事由により本サービスを利用できない期間が生じた場合、および利用期間の途中で利用契約が終了した場合（当社の責めに帰すべき事由による終了を除く）であっても、契約者は、利用期間中の利用料金を支払う。ただし、第 6 条第 5 項による解約の場合は、解約の日までの利用料金に限る。

第 22 条（支払方法）

当社は、初期費用を検収に合格した日の属する月の末日に、月額料金を当月の末日に、それぞれ請求する。

2　契約者は、利用料金およびこれにかかる消費税等を、請求月の翌月末日までに、当社指定の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、契約者の負担とする。

3　申込書に前 2 項と異なる定めがあるときは、申込書の定めによる。

第 23 条（遅延損害金および提供の停止）

契約者が利用料金を支払期日までに支払わない場合、契約者は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を、遅延損害金として支払う。

2　前項の場合、当社は、利用料金が全額支払われるまで、保守サービスの提供を停止することができる。

第 5 章　知的財産権および情報の取扱い

第 24 条（知的財産権）

業務基盤を構成する業務テンプレート、設定ファイル、手順書その他の資料に関する著作権その他一切の知的財産権は、当社または当社に許諾した第三者に帰属する。

2　契約者は、契約者自身の業務のために、業務基盤を利用し、複製し、および改変することができる。

3　契約者が業務基盤を用いて作成し、または蓄積した文書、知識その他の成果、および AI サービスの出力に関する権利は、契約者に帰属する。

4　契約者は、利用契約の終了後も、終了時点の業務基盤を、契約者自身の業務のために引き続き利用することができる。ただし、終了後は、更新版の提供および窓口の利用はできない。

5　契約者が業務基盤を改変したときは、当社は、改変した部分およびその影響により生じた不具合について、保守サービスの対象とせず、責任を負わない。

第 25 条（秘密保持）

当社および契約者は、本サービスの提供または利用に関して知り得た相手方の業務上または営業上の情報（個人情報を含む。以下「秘密情報」という）を適切に管理し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、または漏えいしてはならない。

2　前項にかかわらず、個人情報を除き、次の各号の情報は秘密情報に含まれない。

（1）取得した時点で既に公知であった情報

（2）取得した時点で既に保有していた情報

（3）取得した後に、自己の責めによらず公知となった情報

（4）正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく取得した情報

（5）秘密情報によらず、独自に開発し、または創作した情報

3　当社および契約者は、法令または裁判所もしくは官公庁の命令により秘密情報の開示を求められた場合、必要な範囲でこれを開示することができる。この場合、可能な限り事前に相手方に通知する。

4　当社および契約者は、秘密情報を、本サービスの提供または利用に必要な範囲でのみ使用する。

5　本条の定めは、利用契約の終了後も 3 年間、効力を有する。

第 26 条（個人情報）

当社は、利用契約の締結および本サービスの提供に際して取得する契約者の担当者の氏名、所属、連絡先その他の個人情報を、当社が別に定める「KiP AI Annex における個人情報の取扱いについて」に従って取り扱う。

2　契約者は、利用者の個人情報を、契約者の定める方針に従って取り扱う。

第 27 条（委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を、第三者に委託することができる。この場合、当社は、委託先に本規約にもとづく当社の義務と同等の義務を負わせ、責任をもって委託先を管理する。

第 6 章　保証および責任

第 28 条（保証の制限）

当社は、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供する。

2　当社は、次の各号の事項を保証しない。

（1）業務基盤および本サービスが、契約者の特定の目的に合致すること

（2）本サービスの利用により、契約者の業務上の効果が得られること

（3）業務基盤に含まれる、操作を制限する仕組みおよび操作を記録する仕組みにより、情報の漏えいその他の事故が生じないこと

（4）契約者のネットワークその他の利用環境において、業務基盤の全部が動作すること

3　前項第 3 号の仕組みは、契約者の運用を支えるためのものである。操作の記録は各端末に保存され、当社はこれを集約せず、保管もしない。また、この記録は、改ざんを防ぐ機能を備えない。

第 29 条（免責および損害賠償の制限）

当社は、本規約において当社が保証しないと定める事項および契約者の責任と定める事項について、責任を負わない。

2　当社の責めに帰すべき事由により、本サービスに関して契約者に損害が生じた場合、当社の賠償責任は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、契約者が当社に支払った過去 6 か月分の利用料金を上限とする。

3　前項の場合であっても、契約者の逸失利益、事業機会の損失およびデータの滅失または損壊によって生じた損害は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償の対象としない。

第 30 条（不可抗力）

当社は、天災、感染症のまん延、法令の制定または改廃、通信回線または AI サービスの障害その他当社の責めに帰することのできない事由により本サービスの提供が妨げられた場合、これによって契約者に生じた損害について責任を負わない。

第 7 章　利用契約の終了

第 31 条（本サービスの終了）

当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了することができる。

2　当社は、前項の終了を行う場合、終了する日の 3 か月前までに契約者に通知する。

3　やむを得ない事由により前項の期間をおいた通知ができない場合、当社は、可能な限り速やかに契約者に通知する。

4　本条により利用期間の途中で本サービスの全部の提供が終了する場合、契約者は、終了する日の属する月の翌月以降の月額料金を支払うことを要しない。

第 32 条（契約者が行う解約）

契約者は、第 6 条第 1 項に定める利用期間中は、契約者の都合により利用契約を解約することができない。

2　継続契約の解約は、第 6 条第 5 項の定めによる。

第 33 条（当社が行う解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解除することができる。

（１）重要な財産に対する差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合

（２）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てが行われた場合

（３）解散し、または事業の全部を譲渡し、もしくはその決議がなされた場合

（４）支払いを停止した場合

（５）監督官庁から事業の停止または許可の取消しの処分を受けた場合

（６）第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合

２　当社は、契約者が利用契約に違反し、書面による催告を受けた日から 14 日以内にこれを是正しないときは、利用契約の全部または一部を解除することができる。

第 34 条（反社会的勢力の排除）

本条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）暴力団およびその関係団体

（２）暴力団およびその関係団体の構成員

（３）総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに属する団体または個人

（４）暴力、威力および詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人

（５）その他前各号に準ずる者

２　当社および契約者は、次の各号の事項を表明し、確約する。

（１）自らが反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しないこと

（２）自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有せず、将来にわたっても有しないこと

（３）自らまたは第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないこと

３　当社および契約者は、相手方が前項に違反した場合、何らの通知および催告を要せず、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができる。

４　前項により利用契約を解除した者は、これにより相手方に損害が生じても、賠償する責任を負わない。

第 35 条（契約終了後の処理）

利用契約が終了した場合、当社は、保守サービスの提供を終了する。

２　当社および契約者は、利用契約が終了した場合、相手方から受領した秘密情報を、相手方の指示に従って返還し、または廃棄する。

第 8 章　雑則

第 36 条（通知）

当社から契約者への通知は、電子メールその他当社の定める方法により、管理責任者に宛てて行う。

第 37 条（権利義務の譲渡の禁止）

当社および契約者は、相手方の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位または利用契約にもとづく権利もしくは義務を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第 38 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、引き続き効力を有する。

第 39 条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、当社および契約者は、誠実に協議して解決を図る。

第 40 条（準拠法および裁判管轄）

利用契約の準拠法は日本法とし、利用契約に関する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

附　則

本規約は、2026 年 11 月 26 日から実施する。

京都電子計算株式会社